

幼児教育無償化の実施について

1 主旨

2019年10月より幼児教育無償化の実施に伴い、低所得者に対する支援の充実など、再編が予定される東京都制度を十分に活用し、以下の通り、対応していくこととする。

2 無償化実施に伴う主な課題と区の対応

（1）認可保育所等の食材料費の取扱いについて

国は、食材料費の主食費について、従来から保護者負担とし、実費徴収するとしてきた。今回の幼児教育無償化にあっても、食材料費については保護者負担とし、給付から除外している。

現在、中野区においては、主食費は区の単独加算、副食費については保育料に含めて保護者から徴収しているが、無償化後、食材料費を徴収する場合、保育園として約3億円が見込まれる一方、保護者にとっては保育料（平均月1万7千円）が無償にはなるが、食材料費7,500円を一律負担することとなり、無償化の実感は薄くなる。

また、国の方針において、幼児教育無償化が総合的な少子化対策の一環として、「幼児教育の重要性に鑑み、すべての子どもに質の高い幼児教育を保証することを目指すもの」と重要課題に掲げられている趣旨を踏まえ、子育ての経済的負担を軽減し、認可保育所等をより一層利用しやすい環境に整える必要がある。

子育て先進区として、子どもや子育て家庭を支え、子育て環境の充実を図っていくため、区が食材料費について負担していくこととする。

（2）私立幼稚園等保護者補助について（別紙1）

現在、私立幼稚園等保護者に対しては所得制限のある就園奨励費補助（最大年額30万8千円：国制度）及び所得制限のない保護者補助（年額14万4千円：都・区制度）を行っている。

無償化後、就園奨励費補助は所得制限のない子育て支援施設等給付（年額3

0万8,400円)となる。区としては、新たな都補助制度(都内私立幼稚園の平均保育料との差額分を補助)に区の上乗せ分を加算することで、無償化前と同様に所得制限のない保護者補助(年額14万4千円)を維持・継続して行うこととする。

(3) 新制度未移行幼稚園への副食費の補足給付事業について

国の方針において、実費徴収を行うことができるとされている給食費の副食費について、低所得世帯及び全階層の第3子以降を対象に費用の一部を補助する事業を実施することとされている。

支給については、給付限度額月額(4,500円)と、毎月保護者が園に支払う給食費に国が示している副食費相当額の割合(87%)を乗じて得た金額とを比較して少ない方の額を給付することとする。

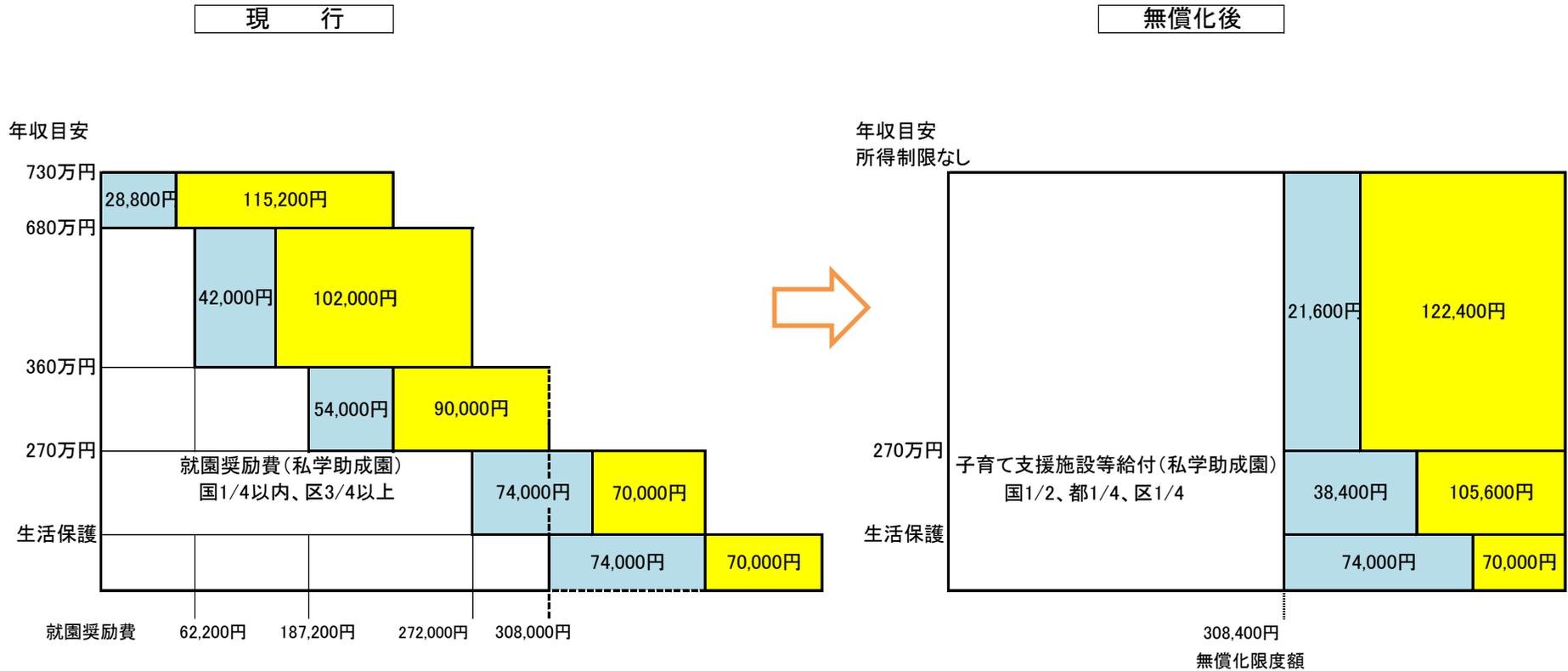
(4) 認証保育所等保護者補助について

無償化に伴い、国は認可外施設については3万7千円を上限に無償化の対象とするとしている。現在区では、月額6万2千円を上限に認証保育所の保育料と認可保育所保育料相当額との差額を補助しており、認可外保育施設指導監督基準を満たさない認可外施設を利用している保護者へも補助を行っている。国は、無償化の対象となる認可外保育施設は、認可外保育施設指導監督基準を満たす施設としつつ、5年間の猶予期間を設けていることから、区においても5年間は現行制度を継続することとする。

3 スケジュール

- 2019年9月 区議会第3回定例会において、中野区保育所保育料等の徴収に関する条例の一部を改正する条例及び中野区立幼稚園条例の一部を改正する条例の提案
- 10月 幼児教育の無償化開始

私立幼稚園保護者に対する負担軽減(案)



※保護者への給付は上限額と保護者が幼稚園に支払う経費を比較して少ない方の額となる。

財政負担

平成30年決算額
 歳入 126,786千円
 歳出 622,996千円

無償化後の見込み
 歳入 410,854千円
 歳出 914,071千円